日影による中高層の建築物の高さの制限

静岡県建築基準条例による対象区域等の指定

条例第48条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び号は、次のとおりとする。

		制限を受	平均地盤	法別表第
地域又は区域			面からの	4 (に)
		物	高さ	欄の号
第1種低層住居専用地域	容積率 5/10、6/10 又は 8/10 以下			(1)
又は 第2種低層住居専用地域	容積率 10 / 10、15 / 10 又は 20 / 10 以下			(2)
第1種中高層住居専用地域	容積率 10 / 10 又は 15 / 10 以下		4m	(1)
又は	容積率 20 / 10 又は 30 / 10 以下		4m	(2)
第2種中高層住居専用地域	容積率 40 / 10 又は 50 / 10 以下		4m	(3)
第1種住居地域、 第2種住居地域 又は	容積率 10 / 10、15 / 10 又は 20 / 10 以下		4m	(1)
第 2 種性居地域 X IQ	容積率 30 / 10、40 / 10 又は 50 / 10 以下		4m	(2)
近隣商業地域 又は 準工業地域	容積率 10 / 10、15 / 10 又は 20 / 10 以下		4m	(2)
用途地域の指定のない区域	容積率 5 / 10 又は 8 / 10 以下	1		(1)
	容積率 10 / 10 又は 20 / 10 以下			(2)

建築基準法 別表第4 日影による中高層の建築物の制限 (第56条の2)

	(11)	(3)	(は)	(に)	
	地域又は区域		平均地	敷地境界線からの	敷地境界線からの
			盤面か	水平距離が 10m	水平距離が 10m
			らの高	以内の範囲における	を超える範囲にお
			さ	る日影時間	ける日影時間
1	第一種低層住居専用	軒の高さが 7mを超える建		(1) 3時間(略)	2 時間 (略)
	地域又は第二種低層	築物又は地階を除く階数が	1.5m	(2) 4時間(略)	2.5 時間(略)
	住居専用地域	3 以上の建築物		(3) 5時間(略)	3 時間 (略)
2	第一種中高層住居専 用地域又は第二種中 高さが 10mを超える建築物		4m	(1) 3時間(略)	2 時間 (略)
			又は	(2) 4時間(略)	2.5 時間(略)
	高層住居専用地域		6.5 m	(3) 5時間(略)	3 時間 (略)
3	第一種住居地域、第 二種住居地域、準住 居地域、近隣商業地 域又は準工業地域	4m 又は	(1) 4時間(略)	2.5 時間 (略)	
		6.5m	(2) 5時間(略)	3 時間 (略)	
4	1 用途地域の指定のな	軒の高さが 7mを超える	1.5m	(1) 3時間(略)	2 時間 (略)
		イ 建築物又は地階を除く階 数が3以上の建築物		(2) 4時間(略)	2.5 時間(略)
				(3) 5時間(略)	3 時間 (略)
	↓1区域	_ 高さが 10mを超える建	4m ((1) 3時間(略)	2 時間 (略)
		口 築物		(2) 4時間(略)	2.5 時間(略)
		未12		(3) 5時間(略)	3 時間 (略)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さ における水平面からの高さをいうものとする。